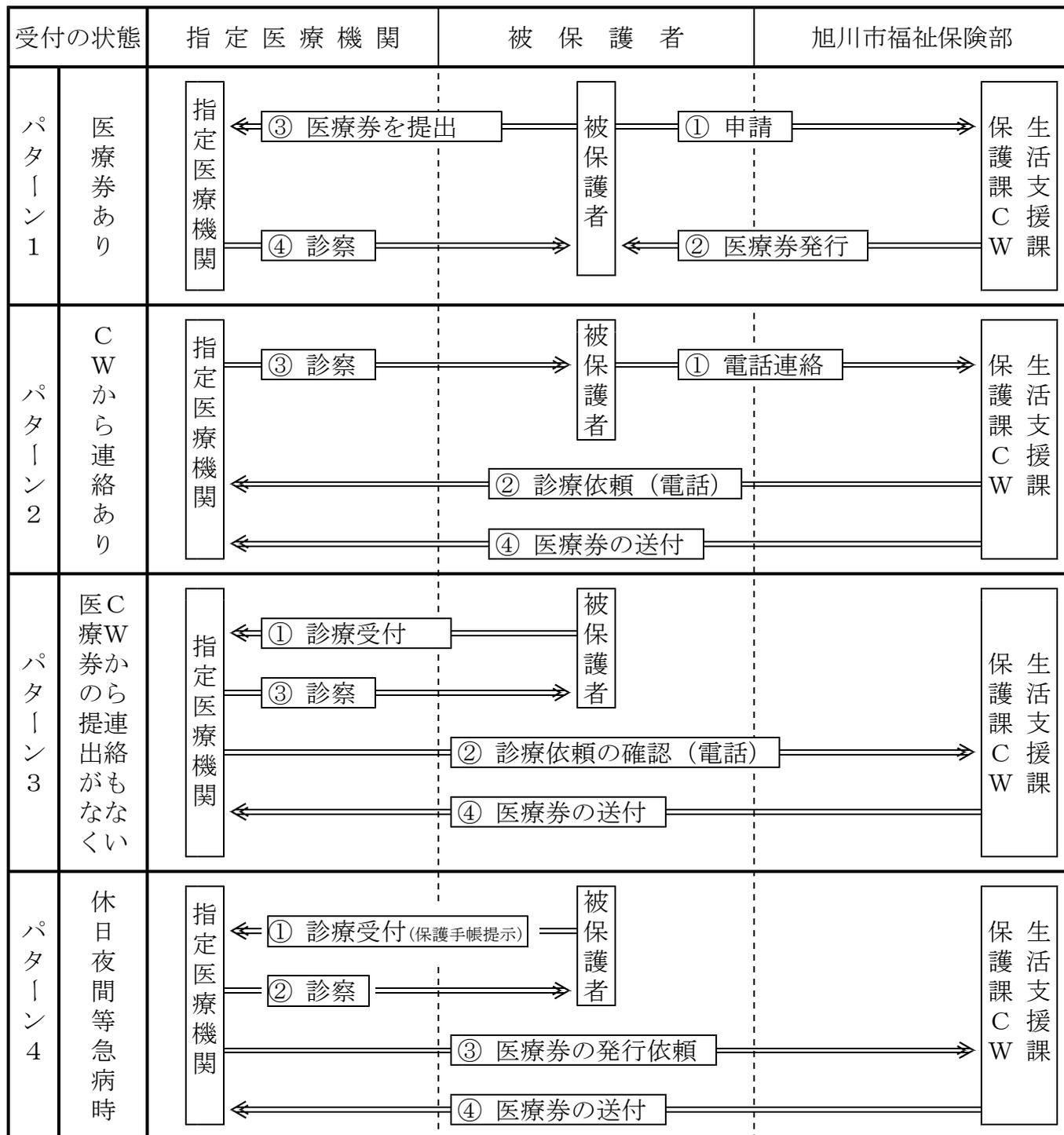


医療扶助の流れ

注) CW：ケースワーカー（地区担当員）



《お願い》

医療券を持たず、かつ地区担当員（CW）からの連絡もない被保護者が受診した場合は、担当CWが診療の事実を把握できず医療券の発行ができないことがあります。また、生活保護の廃止後に受診している可能性もあります。

このような被保護者の診療受付をされた際には、担当CWに電話で確認のうえ診察されますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

《CWの連絡先・担当地域》 旭川市役所ホームページに掲載しております。

【ホーム > くらし > 健康・福祉・衛生・ペット > 生活の支援 > 生活保護 >

生活保護を受けている皆様へ > 各係の外線番号・各係の担当地域】

※旭川市役所代表電話（0166-26-1111）は夜間・緊急時のみ御使用ください。